

令和3年度

【前期講習】

## 危険物取扱者保安講習(法定講習)の開催案内

【新型コロナウイルス感染症患者の発生状況などにより日程、定員が変わる場合があります。】

滋 賀 県  
一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会

### 1.保安講習とは

この講習は消防法第13条の23の規定により定められた危険物取扱作業の保安に関する法定講習です。

### 2.講習の日時等

**[前期講習] 申請期間 6月14日(月)～6月21日(月)**

講習日	会場 (所在地)	講習の種類・時間		定員(名)
7月6日(火)	滋賀県危機管理センター (大津市京町4丁目1-1)	一般	13:30 ~ 16:30	64
7月9日(金)	あいこうか市民ホール (甲賀市水口町水口5633)	一般	9:30 ~ 12:30	150
		一般	13:30 ~ 16:30	150
7月14日(水)	ひこね市文化プラザ (彦根市野瀬町187-4)	一般	13:30 ~ 16:30	110
7月15日(木)	野洲文化小劇場 (野洲市小篠原2142)	一般	13:30 ~ 16:30	150
7月16日(金)	野洲文化小劇場 (野洲市小篠原2142)	給油取扱所	9:30 ~ 12:30	150
		一般	13:30 ~ 16:30	
7月21日(水)	滋賀県立文化産業交流会館 (米原市下多良2丁目137)	一般	13:30 ~ 16:30	100
7月27日(火)	滋賀県立男女共同参画センター (近江八幡市鷹飼町80-4)	一般	13:30 ~ 16:30	150
7月28日(水)	滋賀県立男女共同参画センター (近江八幡市鷹飼町80-4)	給油取扱所	9:30 ~ 12:30	150
		一般	13:30 ~ 16:30	
7月30日(金)	滋賀県危機管理センター (大津市京町4丁目1-1)	給油取扱所	9:30 ~ 12:30	64
		一般	13:30 ~ 16:30	

※ 後期講習は10月の予定です。【申請期間 9/13(月)～9/21(火)】

詳細日程はホームページをご確認ください。

### 3.申し込み手続き等

- (1) 受講申請書に必要事項を記入してください。
- (2) 受講手数料(滋賀県収入証紙 4,700円)を申請書に貼付してください。  
※滋賀県収入証紙の販売先  
・滋賀銀行の県内本支店、出張所  
・関西みらい銀行の県内支店 ・ (株)平和堂の県内系列店(一部店舗を除く)  
・県内の各会計管理局会計課(県庁および各合同庁舎内)
- (3) 以下、同封するもの
  - ・ 危険物取扱者免状の写し(両面)
  - ・ 返信用封筒(宛名を記入し、切手を貼付してください。)※事業所等で複数の申請書の送付及び受講票の返信は一括して一枚の封筒でも可能です。受講票の返信には返信できる分の切手を貼付し担当者名を記入してください。

### 4.郵送先等

- (1) 簡易書留で申請期間内に到着するよう郵送してください。(持参はご遠慮願います。)  
なお、やむをえず持参された場合は翌日到着扱いといたします。  
※ 申請期間 6月14日(月)～21(月)

〒520-0044 滋賀県大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館2階  
一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会  
電話 077-521-3921 / FAX 077-521-3761

### 5.受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている方で、危険物施設(製造所・貯蔵所・取扱所)において、危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者(危険物保安監督者も含む)は、定められた期間内に受講しなければならない義務があります。受講期限内に受講しないときは、免状の返納命令制度に基づく違反点数の対象となります。

### 6.保安講習の受講サイクル

継続して危険物取扱作業に従事している方	3年ごとに受講(講習を受講した日以降における最初の4月1日から3年以内)
新たに従事する方	新たに従事した日から1年以内に受講
新たに従事する方で、過去2年以内に免状の交付または講習を受けている方	免状の交付日または受講日以後の最初の4月1日から3年以内に受講

### 7.講習の種類

- (1) 給油取扱所  
給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 一般(上記以外)  
給油取扱所以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

### 8.講習科目および時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

## 9.当日の持ち物

- (1) 危険物取扱者免状
- (2) 受講票
- (3) 筆記用具

## 10.注意事項

- (1) 申請期間初日までは受付はできません。それより以前に到着した申請書は申請期間の最終日に到着したのものとして受付します。(締切日の消印有効)
- (2) 会場ごとに先着順の受け付けとなりますが、第2希望の記載がない場合には翌日到着扱いとなります。
- (3) 申請後の受講日の変更等はできません。また、いかなる理由にかかわらず受講申請書、受講手数料その他提出書類は一切返還いたしません。

## 11.新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策について

- ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用、手指消毒の徹底にご協力をお願いします。また、発熱等の症状がある場合は、ご来場をご遠慮くださるようお願いいたします。なお、受講を見合わせた場合は別途ご相談に応じます。

## 12.駐車場の案内

各会場の駐車場は限りがあります。なるべく公共交通機関をご利用ください。

## 13.免状の写真の書換え

免状の写真を撮影した日から10年を経過した場合は、写真の書換えが必要です。

手続きは

一般財団法人消防試験研究センター 滋賀県支部

電話 077-525-2977 まで

## 14.個人情報の保護について

この講習の申込時に「受講申請書」に記入された皆さんの個人情報は、滋賀県および一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会により、滋賀県個人情報保護条例等に従い、以下の「利用目的」のみに利用します。他の目的に利用し、または第三者へ提供することはありません。

### —利用目的—

- ・ 受講者の本人確認のため
- ・ 申請書の記述内容に関する確認が必要な場合の連絡のため
- ・ 講習等についてお知らせする事項が生じた場合の連絡のため
- ・ 総務省消防庁へ免状の種類別の受講者数の統計的な報告のため
- ・ (一財)消防試験研究センターの免状データベースに収録するため

・危険物取扱者保安講習についての問い合わせ先 ■ ■ ■

一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会

電話 077-521-3921

FAX 077-521-3761

- (1) 県内消防本部(局)および消防署では受付できません。
- (2) 緊急時にはホームページをご確認ください。(URL [shiga-bouka.jp](http://shiga-bouka.jp))
- (3) 会場への問い合わせ等はしないでください。

